（自動車の騒音防止装置）

第196条　自動車（被牽引自動車を除く。以下この条において同じ。）が騒音を著しく発しないものとして構造、騒音の大きさ等に関し保安基準第30条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車（内燃機関以外を原動機とするものであって、最高速度20km/h未満のものは除く。）、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車は、別添39「定常走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した定常走行騒音をdBで表した値が85dBを超える騒音を発しない構造であること。

二　次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車（排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値がそれぞれ次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超える騒音を発しない構造であること。

自　動　車　の　種　別		騒音の大きさ
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		110
三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)	車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kWを超えるもの	99
	車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kW以下のもの	98
	車両総重量が3.5t以下のもの	97
三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車に限る。)	車両の後部に原動機を有するもの	100
	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの	96
側車付二輪自動車(二輪自動車から改造を行ったものを除く。)		94

三　次に掲げる自動車（排気管を有しない自動車及び排気管を有する自動車であって停止状態において原動機が作動しないものを除く。）は、当該自動車に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ　消音器について改造又は交換を行っていない二輪自動車（側車付二輪自動車に改造を行ったものを含む。）　別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が第40条第1項第4号又は第118条第1項第3号

イに規定する基準に適合することを認めた際に確認した近接排気騒音値に5dBを加えた値を超える騒音を発しない構造であること。ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える二輪自動車にあっては、当該表示に記載された近接排気騒音値に5dBを加えた値を超える騒音を発しない構造であればよい。

ロ　消音器について改造又は交換を行っていない自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）　別添38「近接排気騒音の測定方法」に定める方法により測定した近接排気騒音をdBで表した値が第40条第1項第5号又は第118条第1項第3号ロに規定する基準に適合することを認めた際に確認した近接排気騒音値に5dBを加えた値を超える騒音を発しない構造であること。ただし、別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示を有する消音器を備える自動車にあっては、当該表示に記載された近接排気騒音値に5dBを加えた値を超える騒音を発しない構造であればよい。

四　次に掲げる騒音防止装置（普通自動車、小型自動車及び軽自動車（側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）に備えるものに限る。）であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前号に掲げる基準に適合するものとする。

イ　指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた騒音防止装置

ロ　法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置

ハ　法第75条の3第1項の規定に基づき指定を受けた騒音防止装置又はこれに準ずる性能を有する騒音防止装置

2　内燃機関を原動機とする自動車が備える消音器が騒音の発生を有効に抑止するものとして構造、騒音防止性能等に関し保安基準第30条第2項の告示で定める基準は次の各号に掲げる基準とする。

一　消音器の全部又は一部が取り外されていないこと。

二　消音器本体が切断されていないこと。

三　消音器の内部にある騒音低減機構が除去されていないこと。

四　消音器に破損又は腐食がないこと。

五　消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造（一酸化炭素等発散防止装置と構造上一体となっている消音器であって、当該一酸化炭素等発散防止装置の点検又は整備のために分解しなければならない構造のものを除く。）でないこと。

六　自動車（大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。次項において同じ。）に備える消音器は加速走行騒音を有効に防止するものであること。

3　自動車に備える消音器は前項第6号の基準に適合するものとして、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める消音器に該当するものでなければならない。

一　自動車（側車付二輪自動車（二輪自動車から改造を行ったものを除く。）、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に限る。以下この号において同じ。）　次のいずれかに該当する消音器

イ　次のいずれかの表示がある消音器

(1)　指定自動車等の製作者が、当該指定自動車等に備える消音器に行う表示

(2)　法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の4第1項の特別な表示

(3)　法第75条の3第1項の規定に基づき指定を受けた騒音防止装置の消音器に表示される同法第75条の4第1項の特別な表示

(4)　別添112「後付消音器の技術基準」に規定する性能等確認済表示

(5)　協定規則第9号、第41号若しくは第51号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合する自動車が備える消音器に表示される特別な表示

(6)　協定規則第59号若しくは第92号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合する消音器に表示される特別な表示

ロ　次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器

(1)　公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音をdBで表した値が82dB以下であることが運行の際に明らかである自動車

(2)　外国の法令に基づく書面又は表示により、協定規則第9号、第41号若しくは第51号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合することが運行の際に明らかである自動車

二　自動車（側車付二輪自動車（二輪自動車から改造を行ったものを除く。）、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。以下この号において同じ。）　次のいずれかに該当する消音器

イ　次のいずれかに該当する消音器であって、その機能を損なう損傷等のない消音器

(1)　細目告示第40条第1項第4号又は第5号の基準に適合する自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた消音器

(2)　法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器

(3)　法第75条の3第1項の規定に基づき指定を受けた騒音防止装置の消音器又はこれに準ずる性能を有する消音器

(4)　別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の基準に適合する消音器

ロ　次のいずれかに該当する自動車が現に備えている消音器

(1)　二輪自動車（側車付二輪自動車へ改造を行ったものを含む。）であって、公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、協定規則第41号の規則6.1.及び6.2.に適合することが運行の際に明らかである自動車

(2)　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）であって、公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、協定規則第51号の規則6.2.2.（同規則に規定するフェーズ3に係る要件に限る。）に定める基準に適合することが運行の際に明らかである自動車

(3)　外国の法令に基づく書面又は表示により、協定規則第41号若しくは協定規則第51号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合することが運行の際に明らかである自動車